

## 1 特に留意すべき事項

- (1) マスク着用による熱中症のリスク、マスクを外すことによる感染のリスクなど児童生徒の健康状態を見据えてマスクの着脱を指導する。
- (2) 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ない。  
その際、児童生徒の間隔を十分に確保することに留意する。
- (3) 熱中症リスクが高い夏場においては、公共交通機関やスクールバスを利用する場合を除き、登下校時にマスクの着用は必要ない。  
特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行う。  
マスクを外す際には、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導する。
- (4) マスクの着用に関する学校の対応について、児童生徒及び保護者に丁寧に説明する。
- (5) マスクの着脱のいずれも強制することのないよう十分配慮する。

## 2 文部科学省通知の概要

- (1) 学校生活においてマスクの着用が不要な場面について
  - ア 基本的考え方
    - ・十分な身体的距離が確保できている場合は、マスクの着用は必要ない。
    - ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外す。
    - ・体育の授業においては、マスクの着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。
  - (2) マスクの着用が不要な場合及びそれに際した留意事項
    - ア 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ない。  
その際、児童生徒の間隔を十分に確保する。屋内で実施する場合には、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける。こまめに換気を行う。
    - イ 運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動をはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応する。  
特に次のような場面等においては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底する。
      - ・活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用等
      - ・部活動前後での集団での飲食や移動時
    - ウ 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ない。  
特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行う。  
その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導する。  
なお、公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用する。
    - エ 休憩時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等については、マスクの着用は必要ない。